

袋井市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日及び場所 令和6年6月18日(火) 午後1時30分～午後3時00分
袋井市役所 301 会議室

- 2 議事の構成 農業委員16名
- | | | | | |
|------|------|--------|------|--------|
| 出席委員 | 1 番 | 松田 博久 | 2 番 | 大庭 嘉則 |
| | 3 番 | 永井 英男 | 4 番 | 石黒 正幸 |
| | 5 番 | 岩井 俊弘 | 6 番 | 永田 勝美 |
| | 7 番 | 西村 淳子 | 8 番 | 村松 恵美子 |
| | 9 番 | 金井 義人 | 10 番 | 松本 芳廣 |
| | 11 番 | 村松 保男 | 12 番 | 加藤 元章 |
| | 13 番 | 金原 純一郎 | 14 番 | 渥美 敦子 |
| | 15 番 | 松浦 重信 | 16 番 | 安間 啓一 |

欠 席 委 員

3 事務局

農政課長	1 人
参事兼農地利用係統括係長	1 人
農地利用係長	1 人
農地利用係主任	1 人
農地利用係主事	1 人

4 議 事

事務局 (鈴木) それでは、次第に従いまして総会に入ります。議事につきましては「会長」の進行でお願いします。

会長 それでは、ただいまから6月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「9番 金井義人委員」、「10番 松本芳廣委員」を指名いたします。

会長 次に、日程第2、「議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局
(杉山)

それでは1ページをご覧ください。

議第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

令和6年6月18日、袋井市農業委員長 永田勝美。

【1】

木原 []、田、 [] m²、 []、計 [] m²
[]、他 [] から [] への所有権移転になります。

【2】

村松 []、田、 [] m² []、計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【3】

宇刈 []、畑、 [] m²、 []、計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【4】

浅羽 []、田、 [] m²、 []、計 [] m²
[]、[] から []、[] への所有権移転になります。

【5】

梅山 []、畑、 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

計5件 4255.29 m²でございます。

以上でございます。

会長

それでは、次に担当農業委員から説明をお願いします。

大庭委員

1番の説明をいたします。

申請地は木原です。譲受人の [] さんは周辺の農地に関しても適正に管理を行っているので特段問題はないと思われます。

石黒委員

2番の説明をいたします。

申請地は村松で、 [] 道路を挟んだ北側の農地になります。譲受人の [] さんは高齢ですが、既に申請地に関して、耕作を行っておりま

すので、特段問題はないと思われます。

村松委員

3番の説明をいたします。

申請地は宇刈で、[]南西に位置する土地になります。譲渡人の[]さんから譲受人の[]さんへの所有権移転になります。申請地は以前から[]さんが管理・耕作を行っており、[]さん自身平成29年から農業のお手伝いとしての農業経験もあるため、特段問題ないと思われます。

事務局
(杉山)

4番の説明をいたします。

申請地は浅羽で、[]東側の土地になります。申請者の[]は以前から森町の[]農園で耕作のお手伝いをしており、本件に関しても、今後、[]農園にお手伝いをしていただく予定となっております。また、耕作に関しては店舗で使用するジャガイモやさつまいもを栽培する予定となっております。特段問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

松浦委員

5番の説明をいたします。

申請地は梅山で、譲渡人の[]さんから譲受人の[]さんへの所有権移転になります。申請地は温室が立っており、温室を利用してキャッサバを作る予定となっております。特段問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

会長

質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。

会長

議第17号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。
よって議第21号については、承認することに決しました。

会長

次に「議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(芝崎)

それでは、4ページをご覧ください。議第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。
令和6年6月18日、袋井市農業委員長 永田勝美

【1】

豊沢 []、畑、[]㎡につきましては、[]から、[]へ所有権移転により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、10ha以上の集団的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「にじみだし」の要件に該当します。

【2】

堀越 []、田、[]㎡につきましては、[]から、[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域及び第1種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【3】

国本 []、畑、[]㎡ほか []、計 []㎡につきましては、[]から []へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【4】

村松 []、畑、[]㎡につきましては、[]から []へ所有権移転を行い、店舗敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【5】

小山 []、畑、[]㎡につきましては、[]から []へ使用貸借により、自己用住宅敷地として、転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【6】

上山梨 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転により、自己用住宅敷地として、転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【7】

下山梨 []、畑、 [] m²ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] から、 [] へ所有権移転により、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第2種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【8】

下山梨 []、畑、 [] m²ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] から、 [] へ所有権移転により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第2種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【9】

春岡 []、畑、 [] m²、計 [] m²につきましては、 [] から、 [] へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第2種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【10】

春岡 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から、 [] へ所有権移転により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第2種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【11】

浅羽 []、田、 [] m²、計 [] m²につきましては、 [] から、 [] へ所有権移転により、店舗兼住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【12】

浅羽 []、畑、 [] m²、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地
として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に
該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【13】

浅羽 []、畑、 [] m²、計 [] m²につきましては
は、[] から [] へ所有権移転により、自己用住宅
敷地として、転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合
が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【14】

浅岡 []、畑、 [] m²につきましては、[] から
[] へ事業用定期借地権により、診療所敷地として、転用申請さ
れるもので、申請地は、水道、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋
設されている道路の沿道の区域であって、申請地から500m以内に2つ以
上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在すること
から、
第3種農地に該当します。

【15】

富里 []、畑、 [] m²につきましては、[] から
[] へ所有権移転を行い、駐車場敷地として転用申請されるもの
で、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であること
から、第2種農地に該当します。

【16】

松原 [] 番2、田、 [] m²ほか3筆、計 [] m²につきましては
は、[] から [] へ所有権移転により、自己用住宅敷地とし
て、転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を
超えることから、第3種農地に該当します。

【17】

湊 []、田、 [] m²につきましては、[] から
[] へ使用貸借により、資材置場敷地とし
て転用申請されるもので、申請地は、第1種農地で原則不許可となります
が、許可日から11ヶ月の一時転用となります。

以上、計17件、田、3783.74 m² 畑、2,883.51m²でございます。

会長

それでは担当委員からのご説明をお願いいたします。

松田委員

1 番の説明をいたします。

申請地は豊沢で、自己用住宅建設のための転用申請です。排水は公共下水に流します。

永井委員

2 番の説明をいたします。

申請地は堀越です。使用貸借による自己用住宅敷地建設のための転用申請になります。下水は西側道路の公共下水に接続し、雨水は隣接する西側側溝に流します。特段問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

石黒委員

3 番の説明をいたします。

申請地は国本です。自己用住宅建設のための転用申請になります。周りに農地も少なく、排水についても特段問題ございません。ご審議のほどお願いいたします。

石黒委員

4 番の説明をします。

申請地は村松で、XXXXXXXXXX南側になります。店舗建設のための転用申請になります。生活排水については合併浄化槽を通して道路側溝に流します。周りの農地に与える影響も少なく、特段問題はないと思われます。

岩井委員

5 番の説明をいたします。

申請地は小山です。使用貸借による自己用住宅建設のための転用申請になります。排水については南側の下水に流します。特段問題ないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

村松委員

6 番の説明をいたします。

申請地は上山梨で、住宅敷地拡張のための転用申請になります。雨水は地下浸透させます。周辺農地への影響もないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

7 番の説明をいたします。

申請地は下山梨で、所有権移転による住宅分譲地建設のための転用申請になります。排水は合併浄化槽を通じて南側の側溝へ、雨水についても既存の側溝へ流します。特段問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

8番の説明をいたします。

申請地は下山梨です。所有権移転による自己用住宅建設のための転用申請になります。生活排水は合併浄化槽を通して北側の側溝に流します。周辺農地への影響はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

9番の説明をいたします。

申請地は春岡で、使用貸借による自己用住宅建設のための転用申請になります。排水については合併浄化槽を通じて東側側溝に排出します。特段問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

10番の説明をいたします。

申請地は春岡で、自己用住宅建設のための転用申請になります。排水については合併浄化槽を通じて東側の側溝に排出する予定となっております。周辺農地への影響もなく、特段問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

加藤委員

11番の説明をいたします。

申請地は浅羽で、3条No.4番の申請地の西側の農地になります。店舗兼住宅と駐車場建設のための転用申請になります。排水は付近の下水に、雨水は市の側溝に排出します。特段問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

12番の説明をいたします。

申請地は浅羽で、自己用住宅建設のための転用申請になります。周りは住宅地で農地への影響もないので、特段問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

13番の説明をいたします。

申請地は浅羽で、自己用住宅建設のための転用申請になります。排水は合併浄化槽を通して付近の側溝に排出し、付近も住宅地になっているため、特段問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

金原委員

14番の説明をいたします。

申請地は浅岡で、 南側です。診療所の建設のための転用申請になります。賃貸借期間は許可日から25年間です。生活排水は公共下水に排出し、雨水は東側の側溝に流します。特段問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

渥美委員

15番の説明をいたします。

申請地は富里で、駐車場敷地のための転用申請になります。雨水は自然浸透で、付近に側溝があるため、特段問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

松浦委員 16番の説明をいたします。
申請地は松原で、自己用住宅建設のための転用申請になります。雨水は南側側溝へ排出し、排水は市の側溝へ排出します。特段問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

安間委員 17番の説明をいたします。
申請地は湊で、資材置き場設置のための一時転用の申請になります。雨水、排水ともに問題はないです。ご審議のほどお願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

会長 ほかに質問はありますでしょうか。
質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。
議第22号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長 ご異議なしと認めます。
よって、議第22号については、承認することに決しました。

会長 次に、日程第3、「報第9号 農地法第5条第1項の許可取り下げについて」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 (芝崎) 報第9号 農地法第5条第1項の許可取り下げについて、下記のとおり取下げ願いが提出されましたので、報告します。
令和6年6月18日 袋井市農業委員会 会長 永田勝美

- 1 取り下げ願提出日 令和6年4月19日
 - 2 許可年月日 令和2年4月16日
 - 3 許可番号 袋農委第5-16、17号
 - 4 土地の表示 浅羽 [] m²、 [] 計 [] m²
 - 5 転用目的 高齢者福祉施設
- 以上となります。

会長 以上で、協議事項の日程が終了しました。
ありがとうございました。

議事録署名人